

平成28年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年2月9日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	代処第17号	小金井市立小金井第二中学校学校医の解嘱に係る代理処理について
第3	代処第18号	小金井市立小金井第二中学校学校医の委嘱に係る代理処理について
第4	議案第2号	小金井市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について
第5	報 告 事 項	1 学校で発生した児童・生徒の事故状況について
		2 小金井市立小・中学校連合作品展について
		3 第7回中学生「東京駅伝」大会について
		4 平成27年度小金井教育の日について
		5 第28回多摩郷土誌フェアについて
		6 第12回野川駅伝について
		7 第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)に対するパブリックコメントの検討結果について
		8 その他
		9 今後の日程
第6	代処第2号	職員の分限処分に関する代理処理について
第7	代処第3号	職員の分限処分に関する代理処理について
第8	代処第4号	職員の分限処分に関する代理処理について
第9	議案第3号	校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について
第10	代処第5号	学校教員の服務事故に係る内申の代理処理について
第11	代処第6号	学校教員の服務事故に係る内申の代理処理について
第12	代処第7号	職員の人事異動に関する代理処理について
第13	議案第4号	職員の分限処分について

代処第17号

小金井市立小金井第二中学校学校医の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を解嘱する必要が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成28年2月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司



代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成29年3月31日まで委嘱している小金井市立小金井第二中学校校医である野村正世様について、校医辞退の申し出があった。校医の解嘱については、小金井市教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成28年2月9日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 解嘱を受ける者

- (1) 氏名 野村 正世
- (2) 職名 学校医
- (3) 担当校 小金井市立小金井第二中学校

2 解嘱日

平成27年12月31日をもって解嘱とする。

代処第18号

小金井市立小金井第二中学校学校医の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項の規定に基づきその承認を求める。

なお、本案件は学校医を委嘱する必要性が生じたが、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

平成28年2月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司



代理処理書

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、平成29年3月31日まで委嘱している小金井市立小金井第二中学校校医である野村正世様について、校医辞退の申し出があった。新たに校医を委嘱する必要が生じ、校医の委嘱については、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要するが、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により下記のとおり代理処理する。

平成28年2月9日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

記

1 委嘱を受ける者

宮本 誠

2 委嘱内容

- (1) 職名 学校医
- (2) 担当校 小金井市立小金井第二中学校
- (3) 期間 平成28年1月1日から平成29年3月31日まで

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

(小学校)

	職名	氏名
一 小	内科医	宮本 誠
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	歯科医	古田 昭彦
二 小	薬剤師	高山 実香
	内科医	小松 淳二
	眼科医	平岡 満里
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
三 小	歯科医	尾崎 玲香
	薬剤師	柴崎 恵美子
	内科医	小林 久滋
	眼科医	待山 伸子
四 小	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	歯科医	田中 泰弘
	薬剤師	宇山 和江
	内科医	三島 協二
東 小	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	歯科医	坂元 雅明
	薬剤師	田中 真理
前 原 小	内科医	篠田 昭彦
	眼科医	梅澤 幸子
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	歯科医	野中 慎吾
本 町 小	薬剤師	北川 佳恵
	内科医	穂坂 英明
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
緑 小	歯科医	小磯 和成
	薬剤師	村藤 康裕
	内科医	岡山 哲廣
	眼科医	岡山 信枝
南 小	耳鼻咽喉科医	奥田 和子
	歯科医	新田 安世
	薬剤師	村藤 康裕
	内科医	待山 昭
南 小	眼科医	平岡 満里
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
	歯科医	三浦 健二
	薬剤師	北川 佳恵
南 小	内科医	和田 輝洋
	眼科医	嶋田 孝吉
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子
	歯科医	藤井 万弘
南 小	薬剤師	宇山 和江

(中学校)

	職名	氏名
一 中	内科医	久我 治子
	眼科医	岡山 信枝
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	歯科医	梶原 仁臣
二 中	薬剤師	柴崎 恵美子
	内科医	宮本 誠
	眼科医	倉田 浩二
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁
東 中	歯科医	吉越 留美
	薬剤師	北川 佳恵
	内科医	齋藤 寛和
	眼科医	梅澤 幸子
緑 中	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子
	歯科医	千野 晃
	薬剤師	高山 実香
	内科医	丸茂 恒二
南 中	眼科医	待山 伸子
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三
	歯科医	北村 秀和
	薬剤師	柴崎 恵美子
南 中	内科医	竹田 和義
	眼科医	梶尾 高根
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子
	歯科医	橋詰 雅志
南 中	薬剤師	富子 浩子

(小・中学校)

職名	氏名
精神科医	松浦 理英子

議案第2号

小金井市公民館条例の一部を改正する条例の制定依頼について

小金井市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように制定依頼する。

平成28年2月9日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市福社会館を閉館することに伴い、小金井市公民館を移転する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公民館条例の一部を改正する条例

小金井市公民館条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表小金井市公民館の項中「小金井市中町四丁目15番14号」を「小金井市本町二丁目15番11号」に改める。

第2条の表小金井市公民館 本町分館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

名称	使用区分	定員
小金井市公民館	学習室A	20人
	学習室B	40人
	集会室	30人
小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
	集会室B	25人
小金井市公民館 東分館	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	30人
	生活室	20人
	視聴覚室	20人
小金井市公民館 緑分館	学習室A	25人
	学習室B	20人
	学習室C	25人
	家事実習室	50人
	生活室	15人

	レクリエーション室	110人
	研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
	研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
	研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
	視聴覚室	45人
	集会室A	25人
	集会室B	25人
小金井市公民館 貫井北分館	学習室A	30人
	学習室B	27人
	学習室C	8人
	学習室D	15人
	生活室A	8人
	生活室B	16人
	ITルームA	8人
	ITルームB	8人
	創作室	24人
	北町ホール	70人
	スタジオ	5人

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号資料

小金井市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																														
<p>(設置) 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。</p> <table border="1" data-bbox="85 584 965 715"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館</td> <td>小金井市本町二丁目15番11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館) 第2条 公民館に次のように分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="85 798 965 1273"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館 貫井南分館</td> <td>小金井市貫井南町四丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 東分館</td> <td>小金井市東町一丁目39番1号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 緑分館</td> <td>小金井市緑町三丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井北分館</td> <td>小金井市貫井北町一丁目11番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小金井市公民館	小金井市本町二丁目15番11号	名称	位置	小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号	小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号	小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号	小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目11番12号	<p>(設置) 第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条に規定する目的を達成するため、公民館を次のように設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1043 584 1910 715"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館</td> <td>小金井市中町四丁目15番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分館) 第2条 公民館に次のように分館を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1043 798 1910 1273"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館 本町分館</td> <td>小金井市本町二丁目15番11号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井南分館</td> <td>小金井市貫井南町四丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 東分館</td> <td>小金井市東町一丁目39番1号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 緑分館</td> <td>小金井市緑町三丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>小金井市公民館 貫井北分館</td> <td>小金井市貫井北町一丁目11番12号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	小金井市公民館	小金井市中町四丁目15番14号	名称	位置	小金井市公民館 本町分館	小金井市本町二丁目15番11号	小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号	小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号	小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号	小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目11番12号	<p>位置の変更</p> <p>本町分館の削除</p>
名称	位置																															
小金井市公民館	小金井市本町二丁目15番11号																															
名称	位置																															
小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号																															
小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号																															
小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号																															
小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目11番12号																															
名称	位置																															
小金井市公民館	小金井市中町四丁目15番14号																															
名称	位置																															
小金井市公民館 本町分館	小金井市本町二丁目15番11号																															
小金井市公民館 貫井南分館	小金井市貫井南町四丁目3番23号																															
小金井市公民館 東分館	小金井市東町一丁目39番1号																															
小金井市公民館 緑分館	小金井市緑町三丁目3番23号																															
小金井市公民館 貫井北分館	小金井市貫井北町一丁目11番12号																															

別表（第10条関係）

名称	使用区分	定員
小金井市公民館	学習室A	20人
	学習室B	40人
	集会室	30人
小金井市公民館 貫井南分館	学習室A	35人
	学習室B	35人
	学習室C	30人
	視聴覚室	20人
	集会室A	30人
	集会室B	25人
小金井市公民館 東分館	学習室A	30人
	学習室B	30人
	家事実習室	30人
	生活室	20人
	視聴覚室	20人
小金井市公民館 緑分館	学習室A	25人
	学習室B	20人
	学習室C	25人
	家事実習室	50人
	生活室	15人
	レクリエーション室	110人
	研修室A	20人 (宿泊の場合は 10人)
	研修室B	10人 (宿泊の場合は

別表（第10条関係）

小金井市公民館	
使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	30人
家事実習室	25人
生活室	20人
視聴覚室	70人
小金井市公民館本町分館	
使用区分	定員
学習室A	20人
学習室B	40人
集会室	30人
小金井市公民館貫井南分館	
使用区分	定員
学習室A	35人
学習室B	35人
学習室C	30人
視聴覚室	20人
集会室A	30人
集会室B	25人
小金井市公民館東分館	
使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	30人
家事実習室	30人
生活室	20人

公民館本館の移転に伴う使用区分の変更及び規定の整備

		5人)
	研修室C	10人 (宿泊の場合は 5人)
	視聴覚室	45人
	集会室A	25人
	集会室B	25人
小金井市公民館 貫井北分館	学習室A	30人
	学習室B	27人
	学習室C	8人
	学習室D	15人
	生活室A	8人
	生活室B	16人
	ITルームA	8人
	ITルームB	8人
	創作室	24人
	北町ホール	70人
	スタジオ	5人

視聴覚室	20人
小金井市公民館緑分館	
使用区分	定員
学習室A	25人
学習室B	20人
学習室C	25人
家事実習室	50人
生活室	15人
レクリエーション室	110人
研修室A	20人 (宿泊の場合は10人)
研修室B	10人 (宿泊の場合は5人)
研修室C	10人 (宿泊の場合は5人)
視聴覚室	45人
集会室A	25人
集会室B	25人

小金井市公民館貫井北分館

使用区分	定員
学習室A	30人
学習室B	27人
学習室C	8人
学習室D	15人
生活室A	8人
生活室B	16人
ITルームA	8人

ITルームB	8人
創作室	24人
北町ホール	70人
スタジオ	5人

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第3次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対する
意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による第3次小金井市子ども読書活動推進計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、福祉会館、婦人会館、総合体育館、図書館本館・各分室、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけるほか、図書館ホームページでも公開しています。

記

1 施策の名称 第3次小金井市子ども読書活動推進計画（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成27年11月20日から12月20日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	0人	0人	0人	3人	3人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	3人	3人

(2) 延べ意見数

4件

(3) 意見内容の内訳

ア 計画の内容に関する意見 2件

イ 文言の修正に関する意見 2件

4 寄せられた意見及び検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市生涯学習部図書館

〒184-0004 小金井市本町一丁目1番32号

(電話) 042-383-1138

(FAX) 042-384-3728

E-Mail : k020399@koganei-shi.jp

第3次小金井市子ども読書活動推進計画(案)に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成27年11月20日から12月20日まで

意見提出数：3人・4件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	計画の内容	P11 II小学生・中学生 の5行目 目的に沿った読書活動以降 <u>「目的に沿った図書の活用により、小学生中学生が本に親しみ、本を読み、本で調べる習慣を身につける」と、書き換える。</u> 学校における読書活動は狭義の読書のみでなく調べるための資料活用としての読書も大切なので、あえてその観点を入れてはいかがでしょうか。	御意見を踏まえて、P11を「目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が本に親しみ、本を読み、読書習慣を身に付ける。」に修正しました。
2	計画の内容	P12 (6) 各学校図書館の整備 2行目 円滑に図書の貸出や返却がおこなわれています。を <u>「授業における図書の活用や、図書の貸出や返却が円滑におこなわれています。」と、書き換える。</u> 図書館補助員が入ったことで授業にも図書館が活用できるようになったことがすばらしいのでそれを強調したい。	御意見を踏まえて、P12を「授業における図書の活用や、図書の貸出や返却等が円滑に行われています。」に修正しました。
3	文章の修正	P4 ※2 文章で最後に「言う」となっているが、「いう」ではないか。以下同じように修正する必要があると思う。	御意見を踏まえて、P4の※2及び※3の「言う」及び「言い」を「いう」及び「いい」に修正しました。
4	文言の修正	P2、4 文章が現在形と過去形が入り混じっている。内容はわかるが、文言を多少修正してはいかがかと思います。	御意見を踏まえて、P2の7行目を「策定しました。」に修正しました。

提出された意見は、原則として全文を掲載します。

教育委員会の今後の日程

平成28年2月9日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
東京都市町村教育委員会 連合会研修会	2月16日(火) 午後2時	東京自治会館 講堂	鮎川委員 福元委員
中学校卒業式	3月18日(金)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月25日(金)	各小学校	全委員
平成28年 第3回教育委員会定例会	3月29日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年 第4回教育委員会定例会	4月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年 第5回教育委員会定例会	5月10日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員